

規範を定める審級としての規律  
-フーコーの権力論におけるカンギレムの影響について-

大阪大学大学院人間科学研究科 池田信虎

序論

ミシェル・フーコー(1926-1984)とジョルジュ・カンギレム(1904-1995)の思想的な関係については、カンギレムがフーコーの指導教員であった等、その関係の近さや互いの著作における幾度かの言及にも関わらず、特にフーコーが権力の問題に取り組んでいた 1970 年代、既存の研究においては中期フーコーと呼ばれる時期において、未だ十分な解明がなされたとは言えない<sup>(1)</sup>。

先行研究を見ると、その多くは病理や医学といった両者が取り扱った題材の共通性にのみ注意を払い、結果としてフーコーがそれらを主題としていた 1960 年代の『臨床医学の誕生』や『狂気の歴史』といった著作にのみ重点を置いている<sup>(2)</sup>。他方、中期フーコーに関するいくつかの研究は、カンギレムの影響を考慮に入れた上でフーコーの諸概念を検討している。特にエワルドとルグランによる規範(*norme*)概念の分析は、カンギレムとフーコーの思想的関係を踏まえて行われ、前者は規範を福祉国家の本質だとする重要な解釈を行なっている<sup>(3)(4)</sup>。また、近藤はカンギレムの生命(*vie*)や規範といった諸概念をフーコー権力論に通底するものであると分析した<sup>(5)</sup>。しかし、中期フーコーに関するいずれの研究においても諸概念がカンギレムからフーコーにただ直線的に受け継がれたものとされ、フーコー独自の解釈や両者の相違点については積極的に論じられておらず、あるいは、フーコー権力論の解明が重視されるあまり、カンギレムへの参照、たとえば、カンギレムにおける規範が何を含意しているのかといった確認が不足している。

したがって、本稿では規範という概念に着目し、両者間で同概念がどのような解釈の変更を経た上で受け継がれ、フーコーにカンギレムがどのような影響を与えたのかについて、1970 年代の議論を中心に分析を行う。また、フーコーによって規範を成立させるための手段、ないし過程として定義された規律(*discipline*)が持つ概念的射程の拡張を同時に目的とする。既存のフーコー研究において、規律は人々を正常化する機能を持つ制度や技術として、主に権力論の内部でのみ議論されている。こうした解釈は 1969 年を境とするフーコーの思想変遷を根拠とした、認識論から権力論へ、という主題移行を暗に前提としている。しかし、本稿では認識か権力かといった分割を安易に用いることはない。カンギレムの議論を雛形とする規範と規律の関係を分

析することで、フーコーが規律について、個人の評価という認識の様式と権力の問題を同時に思考していることが明らかとなるだろう。

## 1. カンギレムにおける価値付与と修正の規範

第一節では、フーコーが影響を受けたと考えられるカンギレムの諸概念を参照する。しかし、紙面の都合によりカンギレムの思想全体および、その研究に深く踏み込むことは難しい<sup>(6)</sup>。したがって、本節では 1970 年代におけるフーコーのカンギレムに向けた言及をもとに確認を行う。

1975 年 1 月 15 日のコレージュ・ド・フランス講義において、フーコーはカンギレムの著作である『正常と病理』には、規範および、規範を用いた正常化 (normalisation)<sup>(7)</sup> に関連する主に三つの注目すべき発想がある、と語っている<sup>(8)</sup>。以下ではフーコーによる三つの着眼点及び、それに則したカンギレムの思想について確認を行う。

第一に、フーコーが指摘するのは、十八世紀以降、人々を正しく矯正するという傾向＝正常化を目指す一連の仕組みが、社会的・政治的・技術的な形で一般に普及した、という発想である。

カンギレムは、正常化の一般化を示す証左として考えられる十九世紀のフランスやオーストリアの病院や学校における改革、たとえば、医療機器の統一規格化や教育方針の画一化は、経済的・政治的な理由から集団的に要請された合理化 (rationalisation) に従ったものであると分析を行った<sup>(9)</sup>。

次にフーコーが指摘するのは、規範は自然法則のような普遍の基準ではなく、「それが適応される諸領域に対して行使しうる要請や強制の役割によって規定される<sup>(10)</sup>」ものであるとされる。では、規範とはどのような基準なのだろうか。

カンギレムは、生理学において正常 (normal) をある種の平均値と見做す客観的な捉え方について批判する中で、規範と呼ばれる概念を規定している。量的な把握では、病い (pathologique) とは過不足のある正常、つまりは異常 (anormal) になってしまい、両者に本質的な差異がなくなる。しかし、多い少ない、とはそもそもどのように決定されるのだろうか。カンギレムは生理的現象において過不足を決めるのは、規範との比較に他ならないと述べる<sup>(11)</sup>。そして、この規範は価値に関わる質的な概念である。なぜなら、病理的状态か否かの判断は、病いによる不自由や有害さを主観的に感じる「個体 (individu) の感情<sup>(12)</sup>」に基づいているからである。換言すれば、カンギレムにおける規範とは生物の質的・主観的な評価、つまり、価値を見積もる尺

度なのだ。

最後に、フーコーは自身にとって重要である第三の発想として「規範は、自らのうちに、価値付与の原理と修正 (correction) の原理とをともに備えている<sup>(13)</sup>」、と語っている。この内、規範が価値に関係する基準であることは既に確認を行ったが、規範が修正の原理を携えている、とはどういうことであろうか。この修正という性質を理解するためには、規範に関するカンギレムの議論をさらに追う必要がある。

生物は環境の変化に合わせて、自身の状態を変化させることで適応する。こうした事実は我々も日常的に経験している。たとえば、食事と消化によって血液中のブドウ糖が増加すると、我々の身体は血中にインスリンを分泌し、血糖値を下げようとする。目に見える事例としては、暑い環境に滞在することで、身体は発汗を行い、汗の気化熱を利用することで体温を下げようとする。こうした一連の反応が起こっている際に、我々の血糖値は病理的な程に高くなるかもしれないし、体温は一時的に高熱と呼び得る状態になるかもしれない。生物は日常的に極端な状態へと変化している。カンギレムはこの生命の特性について、「生命の力動的な極性引力 (*polarité dynamique de la vie*)<sup>(14)</sup>」と呼んでいる。しかし、極性引力による一時的な変化は、たとえそれが極端であっても即座に病いとなるわけではない。なぜなら、暑い環境に置かれた、という判断から人間の身体が発汗を行うように、生物は必要に応じて新たな規範を設定し、状況に応じた評価を用いて環境を認識することで、変化に対処するからだ。したがって、規範によって示される価値とは、生命それ自体にとっての価値である。ここまでの議論を踏まえた上で、カンギレムは健康について、次のような概念規定を行っている。

健康を特徴づけるものは、一時的に正常と定義されている規範をはみ出る可能性であり、通常の規範に対する侵害を許容する可能性、または新しい場面で新しい規範を設ける可能性である。<sup>(15)</sup>

つまり、カンギレムにおける健康とは、数量的に判断されるような何らかの静的な状態ではなく、むしろ、能動的な形で状況に対処する変化の可能性を持つことを意味している。この新たな規範を形成する能力を有する状態について、カンギレムは *normatif* という言葉を用い、この語は規範創造的、規範形成的とも訳される。

上記のような新たな規範の発生は、生命が一つの振れ幅という規範の内部に留まっている状態、すなわち正常な状態から、最初の規範を超えた状態、つまりは異常な状態に変化することで生じている。この場合、一見すると異

常は *a-normal* という言葉の通り、最初の規範によって正常が定義された後でなければ生じないように思われる。しかし、新たな規範を生じさせる切掛けとなったのは、前述の議論において、むしろ異常の方なのだ。そして、生命が健康である限り、つまり、新たな規範を設定し続ける能力を有している限りにおいて、異常こそが規範の生じる原因であり続け、規範によって生じる正常もまた異常によって生じている。重ねて、カンギレムは先の例で言えば最初の正常を定めた規範も異常を予見するものであると想定し、「未来の異常が歴史的に先行したことが、規範を設定する意向を引き起こした<sup>(16)</sup>」、という説明を行っている。換言すれば、将来的に生じる異常を正常との差異によって認識して対処すべく全ての規範は作られている。そして、この規範が設定された当初から前提としている異常への対処、つまりは異常に対応するための新たな規範を作り出すという作用について、カンギレムは同様の箇所において、修正(*correction*)という言葉を用いて示している。フーコーが着目したのは、この規範が新たな規範を設定し、一度は規範を超過したものを取り込み、新たな規範の内部に治める能力としての、修正の原理を有していることなのだ。

フーコーは以上の特徴を有する規範概念について、どのような理論的發展を行ったのだろうか。次節では、フーコーが権力論に取り組んでいた 1970 年代におけるカンギレムの影響について論じる。

## 2. フーコーにおける循環する規律と規範

1970 年代におけるカンギレムの影響はこれまでのフーコー研究において積極的に論じられてはいないものの、前節で確認した講義での言及からも明白であるように思われる。また、他にもカンギレムの規範概念が影響を与えていると考えられるフーコーの権力理論が存在する。1973 年 11 月 21 日のコレージュ・ド・フランス講義において、フーコーは絶え間ない監視によって個々人の身体を完全に把握し、正常化することを目的とする規律権力 (*pouvoir disciplinaire*) と呼ばれる仮説を示した<sup>(17)</sup>。1975 年の『監獄の誕生』における刑務所への着目といった分析手法や、近代化に伴い社会に流布したとされる一定の技術的特徴である規律と呼ばれる概念へと広がるこの仮説は、第一節で確認したカンギレムによる具体的制度・技術における微細な変化への着目から繋がっているとと言えるだろう。また、近現代における権力構造とされた規律権力下においては、残滓 (*résidu*) が存在するとされる。この残滓は、特定の規律的な制度、具体的には学校制度や軍隊が成立するこ

とによって、初めて生じる分類不可能なもの、先の例で言えば読み書きの出来ない者や脱走兵を指す。こうした特定の基準を外れた者たちを制度の内部に回収するために規律は更に発達していく、とされるのだが、この構図は異常という規範外の存在によって、新たな規範が要請されるというカンギレムにおける修正の議論と重なり得る。しかし、本稿ではカンギレムの発想ではなく、より具体的な一つ概念、すなわち規範という概念そのものがフーコーによってどのように論じられたのかについて着目したい。

これまでのフーコー研究において、内在的にも外在的にも規範は議論の対象となってきた。フーコーに内在的な研究を参照すると、ポット＝ボンヌヴィルは1960年代の著作を元にフーコーの規範について論じている<sup>(18)</sup>。しかし、彼は1970年代に展開されたフーコーの権力論と規範に関する議論を年代によって分断させているため、規範が権力とどのように関わるのかについて分析していない。また外在的な議論に目を向けると、フーコーの規範はいかなる形であれ、一つの社会实践によって生み出される相対的な評価の基準であることから、フーコー自身が依拠していると想定される規範の客観性や妥当性について、ユルゲン・ハーバマスやナンシー・フレイザーから疑問の声が上がっている。関は以上のような批判を「あらゆる規範への批判的態度が彼自身の規範的主張を自己言及的に否定している」とまとめた上で、状況に応じてその都度、新たな倫理的な規範を立て続けるフーコーの姿勢を擁護している<sup>(19)</sup>。こうした議論はフーコー自身の理論的妥当性を検討する上で重要だと思われるものの、規範概念の射程があくまで権力論の内部で閉じてしまっている。このような先行研究の不足を踏まえ、本節では規範が認識と権力の両者と関わること、及びカンギレムとの相違点の二つに着目し、1970年代におけるフーコーの規範について確認する。

『監獄の誕生』においてフーコーは前述した規律権力を規範の権力 (*pouvoir de norme*) とも呼び、より具体的には規律の用いる処罰が規範的だ、と指摘した。したがって、フーコーにおける規範概念を理解するためには、近代以降の処罰に関する彼の理解を参照する必要がある<sup>(20)</sup>。

フーコーは近代的な孤児院、工場、学校といった規律によって機能している施設の規則を引きながら、これらの場所における制裁について分析を行っている。諸規則は第一に法的なものとは異なっている。なぜなら、法的なものは合法と違法、つまり許容と禁止を峻別し、違反したものを排除する分割的なものとして解される。他方で規律が用いる処罰は、前述したように個人 (*individu*) <sup>(21)</sup>の身体を完全に把握する、という規律自身の目的に従い、何らかの違反ではない些細な行為、たとえば遅刻や欠勤、反抗的な態度、不適

切な言葉の使用についても全てを把握し、管理しようと試みる。処罰が対象とするのは何らかの基準や範疇に取り込まれていないもの、つまりは、逸脱 (écart) なのである。規律的な処罰は規則といった人為的な尺度にせよ、学習期間や訓練時間といった観察可能な自然の法則にせよ、何らかの範囲を逸脱したものを修正する。

重要なのは、「規律における処罰は賞与と制裁による二重のシステムの一要素でしかない<sup>(22)</sup>」、と定義されていることである。まず、賞与と制裁が一つのシステムとなって果たしている機能とはなんだろうか。規律は処罰だけではなく、褒賞を用いることで個人の全ての行為について、善と悪、肯定と否定といった二極の相反する価値に分類を行う。しかも、こうした評価は一時的なものではなく個人についての一定期間における評価の数量化をもたらした。処罰によって、個人は一つの行動だけではなく、個人そのものについて比較可能な評価が生じ、結果として個々人の間で序列が形成される。次に、この賞与と制裁による序列形成のシステムが二重である、というのはどういうことだろうか。端的に言えば、序列と賞与・制裁における二重性とは、両者が循環的な構図を示すことを意味する。フーコーは先に述べたように、賞与・制裁が序列を生み出すとする一方で、賞与と制裁それ自体が序列内における地位の昇格と降格によって行使されていることを指摘する。つまり、賞与と制裁は自らが生み出したとされる序列によって、自らの行使に根拠を与えている。

規律が用いる処罰のメカニズムが明らかになったところで、改めて規範との関わりについて考えてみたい。上記の賞与と制裁による二重のシステムにおいて、規範はどのように生成され、どのように用いられているのだろうか。そもそも、処罰における規範とは何なのだろうか。第一節で確認したように、カンギレムとフーコーに共通する規範概念の特徴として、価値に基づく評価基準であるということがあげられる。では、規律は処罰を介して何の価値を測っているのだろうか。フーコーによれば、賞与と制裁による個人の序列化が真に行なっていること、それは序列と個人の比較によって差異という形で明らかになる個人の評価なのである<sup>(23)</sup>。この個人の性質や能力を測るための基準こそが処罰における規範である。興味深いことに、フーコーは続けて、規範によって価値の把握という形で行われる個人の認識を、認識の円環 (cycle de connaissance) という言葉で示している。この円環を理解するためには、再び賞与・制裁と序列の循環的な運動を、今度は規範を始点として考えねばならない。序列との比較によって生じる規範は、逸脱した個人を特定する。特定された個人は規範の要請に従い、処罰の対象となる。肯定的な極

と否定的な極への逸脱した個人の振り分けによって行われる処罰は序列を生じ、序列との比較によって再び規範が生じ、規範は逸脱した個人を発見し、再び処罰を要請する。したがって、規律的な処罰と序列の循環において、個人を評価する規範も絶えず生じ続けている。フーコーはこの規律における循環的かつ永続的な規範の生成について、「規律的なシステムは無規則の内部における絶え間ない規範に関わる働きとして特徴付けられる<sup>(24)</sup>」、と述べている。

規範を定める審級としての規律の登場、これこそがフーコー独自の規範解釈である。カンギレムにおける規範は唯一のものではなく複数的に存在し、修正可能性を含んだものであったとしても、規範それ自体は一義的、本源的な基準として想定されていた。他方で、フーコーにおける規範とは規律が行う処罰という一つの社会实践の過程で序列との比較によって生み出されたものである。言うなればフーコーは規範の誕生を規律によって示したのだ。更に誕生した規範は決して一義的なものになることはない。なぜなら、フーコーにおける規範は、処罰と序列のどちらが先かと断言出来ない循環的な発生の中で生じたものだからである。

フーコーの規律に関する先行研究において、しばしば規律が持つ自らの根拠を正当化する働きについての言及がなされてきた。たとえば、ルヴェルは規律的な社会において、病理的か否かの判断は人為的な基準が少なからず関係しているにも関わらず、自然の決定であることを装う傾向があることを指摘した<sup>(25)</sup>。同様に、テレルは規律社会に散見される自然を装う傾向について、人間諸科学が個人に関する認識として作り上げた人間を自然な指標とし（*natulariser*）、近代的な法概念は理念として作り上げた権利を持つ主体に現実の人間を順応化（*natulariser*）させるという二つの方向からの分析を行っている<sup>(26)</sup>。以上のような規律が自らを本質的なものへと偽装する働きは、規律と規範の循環によって、両者が互いを基礎付ける相補的な関係を構築することで行われていると思われる。また、廣瀬はフーコーにおける知が、規範の産出と、生み出された規範それ自体を基礎付ける「説得」という複数の機能を持つと指摘した上で、この「説得」には更に権力による誘導性があることを指摘して、導きでもあると指摘している<sup>(27)</sup>。本稿の議論と照らし合わせて考えると、この規範を産出し、規範に説得性を与える知そのものが、同時に規律的な処罰が規範を使用することによって生じている。つまり、規律が持つ自己正当化の働きは、規範を生み出す社会的実践と、規範によって生み出された個人に関する認識が循環的に発生し、互いを基礎付け合うことで生じている。

以上のように、フーコーはカンギレムの規範概念を念頭に置きつつ、それ自体が発生する審級へ着目することによって、規律が処罰という社会実践を通じて規範が生み出されるメカニズムを明らかにした。次節では両者の差異について、その理由に着目することで、フーコーの規律に関する理解を深める。

### 3. フーコーとカンギレムにおける差異としての個体/個人 (individu)

結論から述べると、フーコーとカンギレムにおける規範についての理解に差異が生じたのは、両者間において個体/個人 (individu) についての解釈が異なったからだと考えられる。

まずはカンギレムにおける *individu* が何を意味するのかについて確認したい。カンギレムにおける個体とは規範を発生させる主体である。確かに前節において、フーコーの規範に関する分析は、カンギレムには存在しなかった規範それ自体を定める過程として、規律の一例である処罰という社会実践を見出した、とは述べたものの、実際にはカンギレムにおいても、規範を発生させる審級は存在する。既に第一節で確認したように、規範による評価は生物の経験と感情を根拠とする<sup>(28)</sup>。言うなれば、規範とは生きた個体を起源として、生きた個体のために設けられる。

一方で、フーコーにおける *individu*、すなわち個人とは、近代以降の権力が用いた技術、つまり規律が作用することで生じたものだとされる。このことを彼は政治的な主体として機能する個人の歴史的な移り変わりによって説明している<sup>(29)</sup>。封建主義社会において、政治的な主体として機能するのは君主である。君主は自らを政治的主体にたる人間であることを示すために、祭事や儀式、王に関する物語や王によって下される命令といった様々な文書、豪華な記念碑やそれらにまつわる出費によって、特定の個人として自らを示す必要があった<sup>(30)</sup>。こうした封建主義社会に対して、十七世紀以降、市民という個々人を構成員として成立する社会が成立した。市民社会において、政治的な主体として機能する個人とは、法的に認められた個人であり、法的権利を持つものが君主から民衆へ移り変わったと言えよう。しかし、ここでフーコーが強調するのは、個人が抽象的な法的概念であったと同時に、「同じ時代において実際に個人をある権力とある知の相関的な構成要素として形成するある技術<sup>(31)</sup>」が存在したという点である。規律は処罰といった技術を用いて、規範との比較を行い、正常な成人、つまりは、「健康な、普通な、適法な成人<sup>(32)</sup>」を個人として正常化する。換言すれば、市民社会における政治活動



に出現した個人とは、規律によって正常化された結果の産物なのである。そして、フーコーは第二節冒頭で確認した講義においても、正常化する審級といったもの以前には個人が存在しないこと、政治において個人が出現するのは規律のメカニズムによるその形成が行われる限りであることを明言している<sup>(33)</sup>。

カンギレムにおいて、個体は規範を基礎付ける前提となっていたが、フーコーにおける個人は、規範と同様に規律という一つの社会実践を経ることによって成立する構成要素となっていた。なおかつ、前節で確認したように、規律もまた規範と循環的な生成を示す以上、何ものも絶対的な起源となることはない。したがって、両者の差異を生じさせた要因は、フーコーが持つ普遍的な始原に対する批判性にあったと言えよう<sup>(34)</sup>。

#### 4. フーコー権力論の生命的読解に向けて

ここまで規範概念を巡るフーコーとカンギレムの思想的差異を示したが、両者に決定的な思想の断絶があると見做すのは早計であろう。なぜなら、フーコーの規律に関する分析は根底において、カンギレムの生命と技術に関する発想を元に行っていると考えられるからだ。本稿では最後にカンギレムによる技術 (*technique*) に関する概念規定を参照することで、フーコー権力論に関する新たな読解の可能性を開きたい。

第一に、カンギレムは自然淘汰について、淘汰という概念が人間的、または技術的に見えるという理由から批判する意見に反論する中で、生命と技術について、「生命があらゆる技術的活動の根元であるのは、生命が知ったり (*information*)、同化 (*assimilation*) したりする活動だからである<sup>(35)</sup>」、と述べている。生物の活動が何らかの技術的なものに見えるとしても、それは技術こそが生命を源としているからである。つまりは、カンギレムにおいて人間的な技術は生命的な起源を持つことになる。実際、こうした技術理解こそが、『正常と病理』の第三章における社会を主題とした論考を可能にした<sup>(36)</sup>。

第二に、カンギレムは規範と正常化の語源にあたるラテン語の *norma* と *normalis* が、それぞれ直角定規と、垂直を意味することを示した上で、正常と規範について次のようにまとめている。

規範、すなわち定規は、まっすぐにしたり立てたり立て直したりするのに役立つものである。規範化すること (*normer*)、つまり正常にすること (*normaliser*) とは、ある存在や所与に、一つの要請を課することで

ある。(37)(38)

重要なのはカンギレムにおいて既に、ある基準は、その基準が用いられる実践を前提とする、という発想が示されていることである。この場合、直角という規範は、垂直にするという実践との関係を前提としている。上述の発想はフーコーにおいても、第二節で確認した処罰が実践される過程における規範という形で現れているのではないだろうか。

以上の二点を踏まえた上で、改めて生命、規範、個体/個人、規律といった諸概念と、フーコーとカンギレムの思想的関係について考えてみたい。まず、カンギレムにおいて規範は生命＝生きた個体に由来していた。他方でフーコーにおける規範とは、規律による実践の過程において、個人を評価するための基準として用いられるものであった。同時に、近代以降の社会における個人とは、規律が作用した結果として生じたものである。だが、カンギレムにおける生命はフーコーの規律権力論に未だ影響を与え得るものである。なぜなら、規律が用いた規範をもたらす賞与・制裁という一つの手段は、それが技術である以上、生命を基礎として考えることが出来るからである。カンギレムにおける生命の情報収集と同化という二つの活動は、規律的な処罰における規範による評価と、正常化による修正に重ねることが出来る。したがって、フーコーにおいても、規範を定める生命を想定することが可能である。ただし、この文脈における生命は、情報の取得と同化によって定義されていることに留意せねばならず、人間や社会的事象の前段階ではなく、今日の我々が目にしている情報の往来として捉えねばならない。

## 結論

本稿で示した通り、カンギレムの影響はフーコーの思想において 1960 年代に留まるものではなく、権力の問題に取り組んでいた時期まで続いている。また、近年の研究においてこの影響関係が主体の問題に挑んだフーコーの最晩年にまで及ぶとの見解が示されている以上、両者の思想的関係についてはより深く検討が必要である(39)。フーコー研究においてカンギレムの影響を考慮する重要性は次の二点にある。第一に、カンギレムの諸概念をフーコーがいかに変容させたかについて分析することで、権力への関心に代表されるフーコー思想の独自性を確認し、その意義について考えることが出来る。第二に、フーコーの諸概念とその思想について、カンギレムを含むフランス・エピステモロジーの系譜と関連付けることによって、生命や科学認識といった

より広い文脈でフーコーを読解することが可能となる。

## 注釈

(1) 伝記的な事実についてはエリボン (1991)を参照されたい。

(2) 1960年代を中心としたフーコーにおけるカンギレムの影響と、経験 (expérience)に着目した両者の差異については、Macherey [1993]を参照されたい。

(3) Ewald (1992). カンギレムとフーコーから着想を得ながらも独自に発展を遂げたエワルドの規範概念については西迫 (2013)も参照されたい。

(4) Legrand (2007), p. 16. なお、ケリーはルグランの規範解釈を批判し、フーコーにおける規範とは、特定の領域において人間の行動を導く理想的なモデルであるという解釈を行なっている。Kelly (2019).

(5) 近藤 (2011)。

(6) カンギレム (およびフーコー) の思想史的な位置関係といった大きな枠組みに関しては、Braunstein (2016)を参照されたい。

(7) 先行研究および、邦訳においては「規範化」、「規格化」という訳語も用いられているが、本稿では「正常化」に統一する。なお、本稿で用いた引用は翻訳を参照しつつ、著者の責任において一部改訳を行った。

(8) AN, pp. 29-50. 邦訳 35-59頁。特にカンギレムへの言及は pp. 45-46 邦訳 54-55頁を参照されたい。

(9) NP, pp. 226-227. 邦訳 220-221頁。

(10) AN, p. 46. 邦訳 54頁。

(11) NP, p. 87. 邦訳 90頁。

(12) NP, p. 156. 邦訳 160頁。本稿では第三節での議論に向けて、カンギレムが用いた *individu* については、個体と訳す。

(13) AN, p. 46. 邦訳 55頁。

(14) NP, p. 103. 邦訳 105頁。

(15) NP (1966), pp. 170-171. 邦訳 175-176頁。

(16) NP (1966), p. 232. 邦訳 226頁。カンギレムは、「異常とは論理的には二番目のものであり、存在論的には第一のものである」とも述べている。

(17) PP, pp. 41-94. 邦訳 51-78頁。

(18) Potte-Bonneville (2004), pp. 31-69.

(19) 関 (2001)、85頁。また、Mascaretti (2019)ではフレイザーのフーコー批判に対する反論を通じて、フーコーの分析における規範的な問題を論じ

ている。

(20) SP, pp. 180-186. 邦訳 181-187 頁。なお、この箇所における注 18 においてカンギレムの『正常と病理』を参照せよ、との言及がある。SP, p. 186. 邦訳 197 頁。

(21) 第三節での議論に向けて、本稿ではフーコーが用いる *individu* については個人と訳す。

(22) SP, p. 182. 邦訳 183 頁。

(23) SP, p. 183. 邦訳 185 頁。

(24) PP, p. 56. 邦訳 70 頁。

(25) Revel (2010), p. 201-202.

(26) Terrel (2010), p. 21.

(27) 廣瀬 (2017)、328 頁。

(28) 『正常と病理』以外の著作においても、カンギレムは正常と病理の判断について、個体をその根拠として想定している。CV, pp. 194-212.

(29) SP, pp. 194-196 邦訳 195-196 頁。

(30) 君主の権力を示すための命令について、VS では生殺与奪を巡る観点から議論が行われている。VS, pp. 177-179. 邦訳 171-172 頁。

(31) SP, p. 195. 邦訳 196 頁。強調は筆者による。

(32) SP, p. 195. 邦訳 195 頁。

(33) PP, p. 58. 邦訳 72 頁。

(34) フーコーの起源に対する批判的な視点は、1973 年にブラジルで行われた講演「真理と裁判形態」においても、ニーチェから着想を得る形で言及されている。DE I, pp. 1406-1514. 邦訳 94-216 頁。

(35) NP, p. 106. 邦訳 108 頁。

(36) カンギレムの生命的な起源を持つ技術論については、次の金森の研究を参照されたい。金森(1994)、16-51 頁。

(37) NP, p. 227. 邦訳 221 頁。なお、同じ箇所については、エワルドも重要な箇所であると見做している。Ewald (1992), p. 201.

(38) なお、カンギレムはこの引用に続けて、規範と正常化が論争的 (*polemique*) な概念であると指摘しているが、フーコーは政治的 (*politique*) な概念でもあると重ねて述べている。AN, p. 46. 邦訳 54 頁。

(39) 坂本 (2021)。

## 文献表

### 一次文献

#### 略号表

〈Canguilhem, Georges〉

CV : *La connaissance de la vie*, Paris : Librairie Hachette, 1952.

NP : *Le normal et le pathologique*[1966], 12ème éd. Paris : PUF, 2013. (『正常と病理』(新装版)、滝沢 武久訳、法政大学出版、2017年。)

〈Foucault, Michel〉

DE I : *Dits et écrits tome 1, 1954-1975*, Defert, Daniel and Ewald, François and Lagrange, Jacques(eds.) Paris : Gallimard, 2001. (『ミシェル・フーコー思考集成 V 1974-1975 権力 処罰』、蓮見 重彦・渡部 守章監修、小林康夫・石田 英敬・松浦 寿輝編、筑摩書房、2000年。)

SP : *Surveiller et punir*, Paris : Gallimard, 1975. (『監獄の誕生』、田村 俣訳、新潮社、1977年。)

VS : *Histoire de la sexualité I : la volonté de savoir*, Paris : Gallimard, 1976. (『性の歴史 I 知への意志』、渡部 守章訳、新潮社、1986年。)

AN : *Les anormaux : Cours au Collège de France 1974-1975*, Paris : Gallimard, 1999. (『異常者たち』、慎改 康之訳、筑摩書房、2002年。)

PP : *Le pouvoir psychiatrique : Cours au Collège de France 1973-1974*, Paris : Gallimard, 2003. (『精神医学の権力』、慎改 康之訳、筑摩書房、2006年。)

### 二次文献

エリボン, ディディエ、『ミシェル・フーコー伝』、田村 俣訳、新潮社、1991年。

金森 修、『フランス科学認識論の系譜 カンギレム、ダゴニエ、フーコー』、勁草書房、1994年。

近藤 和敬、「生命と認識——エピステモロジーの観点から見る「生権力」の可能性」、檜垣 立哉編、『生権力の現在』、勁草書房、2011年、169-210頁。

坂本 尚志、「規範化される生から規範をつくる生へ—カンギレムと八十年代

- のフーコー」、佐藤 嘉幸・立木 康介編、『ミシェル・フーコー『コレージュ・ド・フランス講義』を読む』、水声社、2021年。
- 関 良徳、『フーコーの権力論と自由論』、勁草書房、2001年。
- 西迫 大裕、「法と事故-フランソワ・エワルドにおける予防原則とノルム-」、『明治大学社会科学研究所紀要』、51(2)、明治大学、2013年、125-139頁。
- 廣瀬 純、「規律権力論の射程」、市田 良彦・王寺 賢太編、『〈ポスト 68年〉と私たち』、平凡社、2017年、317-336頁。
- Braunstein, Jean-François, «Foucault, Canguilhem et l’histoire des sciences humaines», in *Archives de Philosophie*, Tome 79, Paris : Éditions Beauchesne, 2016, pp. 13-26.
- Ewald, François, «Michel Foucault et la norme» in Giard, Luce (ed.), *Michel Foucault : Lire l’œuvre*, Grenoble : Jélôme million, 1992, pp. 201-221.
- Kelly, Mark, «What’s in a norm? Foucault’s conceptualisation and genealogy of the norm» in *Foucault studies*, Number 27, 2019, pp. 1-22 online, URL:<<https://rauli.cbs.dk/index.php/foucault-studies/article/view/5889/6559>>, accessed : 30 August 2021.
- Legrand, Stéphane, *Les normes chez Foucault*, Paris : PUF, 2007.
- Machrey, Pierre, «De Canguilhem à Canguilhem en passant par Foucault[1993]», in *De Canguilhem à Foucault : la force des normes*, Paris : La fabrique éditions, 2009, pp. 98-109.
- Mascaretti, Giovanni, «Foucault, Normativity, and Freedom: A Reappraisal» in *Foucault studies*, Number 27, 2019, pp. 23-47 online, URL:<<https://rauli.cbs.dk/index.php/foucault-studies/article/view/5890/6560>>, accessed : 30 August 2021.
- Potte-Bonnevielle, Mathieu, *Michel Foucault, l’inquiétude de l’histoire*, Paris : PUF, 2004.
- Revel, Judith, *Foucault, une pensée du discontinu*. Paris : Mille et une nuits, 2010.
- Terrel, Jean, *Politiques de Foucault*, Paris : PUF, 2010.